

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

平成30年7月31日一般競争入札に付した、八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その4）の請負契約を締結する内容の専決処分をしたため。



専決第 1 2 号

八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その 4）請負契約の締結について  
標記契約の締結につき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第  
1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 8 月 8 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 八幡浜港フェリー岸壁築造工事（その 4）                              |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札による契約                                       |
| 3 契約の金額  | 金 6 7 9, 3 2 0, 0 0 0 円                           |
| 4 契約の相手方 | 八幡浜市郷 1 番耕地 1 2 番地 1<br>堀田建設株式会社<br>代表取締役 菊 池 泰 行 |

